

鳥取県告示第831号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第6条第1項の規定に基づき次に掲げる土地の区域を土砂災害警戒区域に指定するので、同条第4項の規定により告示する。

平成24年12月25日

鳥取県知事 平 井 伸 治

1(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

土石流

(3) 土砂災害警戒区域の名称

竹谷川（Ⅰ-1-1-9-7）、西谷川（Ⅰ-1-1-9-18）、金比羅川（Ⅰ-1-1-9-27）、中谷川（Ⅰ-1-1-9-44）、寺号谷川（Ⅰ-1-1-9-50）、見槻川（Ⅰ-1-1-9-54）、大滝川（Ⅰ-1-1-9-55）、安井谷川（Ⅰ-1-1-11-4）、野佐見川（Ⅰ-1-1-11-21）、ツツミ谷川（Ⅰ-1-1-11-26）、上妻鹿野谷川（Ⅰ-1-1-11-42）、寸谷川（Ⅰ-1-1-11-61）、中島下谷川（Ⅱ-1-1-11-5）、佐崎川（Ⅱ-1-1-11-10）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

2(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

急傾斜地の崩壊

(3) 土砂災害警戒区域の名称

新庄B地区（Ⅱ-2304）、塩上D地区（Ⅱ-2309）、下野H地区（Ⅱ-2323）、郡家B地区（Ⅲ-4201）、郡家C地区（Ⅲ-4202）、郡家D地区（Ⅲ-4203）、薬師地区（Ⅲ-4204）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

3(1) 土砂災害警戒区域を指定する市町村の名称

八頭町

(2) 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

地滑り

(3) 土砂災害警戒区域の名称

姫路地区（20）、明辺地区（21）、明辺地区（109）、奥山ノ上地区（29）、落岩地区（86）、中山地区（126）、志子部地区（88）、福井地区（89）、船岡地区（90）、新庄地区（121）、横地地区（22）、稗谷地区（23）、用呂地区（24）、皆原地区（30）、横田地区（87）、茂谷地区（91）

(4) 土砂災害警戒区域の表示

次の図のとおりとする。

（「次の図」は、省略し、その図面を鳥取県県土整備部治山砂防課及び八頭総合事務所県土整備局並びに八頭町役場に備え置いて縦覧に供する。）